

東京モノレール株式会社からの鉄道の旅客運賃の  
上限変更認可申請に係る審議（6回目）

1. 日 時

令和5年6月8日（木） 10：30～10：45

2. 場 所

WEB審議

3. 出席者

<委 員>

和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 渡眞利、浅井、本間、宮田、廣井、堤

4. 議事概要

- 事案処理職員から令和5年5月30日（火）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取した後、審理の結果、東京モノレール株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請について、認可することは適当である旨答申することとした。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。